

被災後に住宅・建築物に関して求められる対応

【被害状況の把握】

- 行政的な被害規模を把握するための調査（行政）
- 学術的な被害実態を把握するための調査（大学、学会）
- 自社施工・分譲物件の被害状況を把握するための調査（企業）

【安全性の確認】→主に建築士による

- 避難所の安全確認（まず安全な避難所の確保）
- 被災建築物応急危険度判定（疑問視もされるが被災直後の生命確保が重要）
- 震度5以上だと連絡不可能 →動ける者の集合場所を決めておくなど初動に有効
- 被災文教施設応急危険度判定
- 被災宅地危険度判定
- 県・市町村所有の公共施設の安全確認
- 震災建築物の被災度区分判定 ※被災度と残存耐震性能から応急復旧の可否を判定
→一般建築の施主と判定者の契約で行われる業務

【住まいの確保】

<被災事実の証明>

- り災証明書の発行（住家の経済的被害認定・市町村） ※各種支援策を受ける前提
→被災直前の状況から、どれだけの経済的な被害を受けたかで、全壊、半壊などを判定する。
→屋根が何%、基礎が何%被害を受けたかを計算
→おもに税務部局が行う 固定資産の資産評価でノウハウあり。
→建築士も同行する場合があるが、技術的な立場からのアドバイスで、認定はあくまで行政が行う←トラブル防止（判定結果が支援策の受給に直結するため）

<情報提供>

- 被災者に対する各種支援策の情報提供
- 被災者に対する相談対応 窓口、電話など、所在を明らかに
- 相談に応じる者の人材確保 →士会、事務協などで事前に 建築士のBCP？

<仮住まいの提供>

- 応急仮設住宅の供給（建設型・みなし仮設：民間借り上げ＋公営住宅の空室提供）
→東日本：建設型6万戸＋みなし仮設6万戸＝12万戸
→阪神：9割9部建設型 中越からみなし仮設が使われるように

<住宅再建への支援>

- 住宅の応急修理
※最大52万円相当の修理 東日本で10万戸＝520億円
→費用は施主ではなく工事業者に直接支払われる（災害救助法は原則現物支給のため）
→全体工事費が高額でもその内の52万円が支払われる
→先進県では市町村と建設業協会が事前協定を結んでいる
- 被災者生活再建支援金 ※最大300万円現金支給

→大規模半壊（40～50%損壊）は最大250万円

- 地震保険、J A 共済 ※建築士が単独で業務として調査⇔判定法は災証明とは違う
- 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構←住宅金融公庫と直結）
→仙台近郊の宅地被害や液状化被害への宅地復旧に対する融資もあった
- 二重ローン対策
→元のローンがある程度以上残っている場合五年間の金利分を行政が補助するなど。自治体によって内容は違う。

<住宅困窮者への住宅提供>

- 災害公営住宅の整備

<災害危険区域からの移転>

- 防災集団移転促進事業 ※住めないエリアの指定を伴う
- がけ地近接等危険住宅移転事業 ※単独移転可

【がれき処理】

- 災害廃棄物等処理事業
- 民間住宅でも「放棄する」といえば廃棄物として行政が処分する

【再度災害の防止】

- 災害危険区域の指定 ※県、市町村が建築基準法に基づいて行う
→住宅の建築の禁止や、構造制限（高基礎にする必要があるなど）
- 液状化対策

【復興まちづくり】

- 住民参加によるまちづくりの検討
- 被災市街地復興推進地域の指定 ※一時的な建築規制 二年間建築を禁止し、無計画な復興を抑制する
- 都市計画の策定
- 土地区画整理事業等面的な事業の実施